

学校法人立教学院個人情報保護規程

制定 2026年2月27日

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 個人情報保護に関する学院等の責務（第4条－第7条）
 - 第3章 個人情報保護のために必要な体制
 - 第1節 個人情報保護統括管理責任者等（第8条－第11条）
 - 第2節 立教学院個人情報保護委員会（第12条－第15条）
 - 第4章 学院の義務等
 - 第1節 個人情報、個人データ及び個人関連情報取扱い時の義務（第16条－第30条）
 - 第2節 本人関与手続等への対応（第31条－第40条）
 - 第3節 仮名加工情報取扱い時の義務（第41条－第54条）
 - 第4節 匿名加工情報取扱い時の義務（第55条－第58条）
 - 第5節 教育研究における安全管理措置（第59条）
 - 第6節 行政機関等の保有する個人情報等の取扱い時の義務（第60条）
 - 第5章 学院の個人情報取扱いへの不服申立て（第61条－第63条）
 - 第6章 補則（第64条－第69条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、立教学院（以下「学院」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取得、利用、管理及び保存に関する学院の責務を明らかにするとともに、本人の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し、もって学院における個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令

第 507 号) をいう。

- 3 この規程において「行政委員会規則」とは、個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）をいう。
- 4 この規程において「行政委員会」とは、個人情報法第 130 条に基づき内閣府の外局として設置される国の行政機関をいう。
- 5 この規程において「個人識別符号」とは、個人情報法第 2 条第 2 項に定める文字、番号、記号その他の符号のうち、学校法人立教学院本部及び立教大学特定個人情報等事務取扱規程第 3 条第 4 号に定める特定個人情報等を除いたものとする。
- 6 この規程において「要配慮個人情報」とは、次の各号に定めるいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 個人情報法第 2 条第 3 項に定める個人情報
 - (2) 個人情報法第 60 条第 5 項に定める個人情報
- 7 この規程において「学院業務従事者」とは、学院の教職員（直接雇用アルバイト、出向受入者、労働者派遣事業者から学院へ派遣された派遣労働者を含む。）、学院の設置学校に附置される研究組織等の構成員である者（雇用契約の有無を問わない。）その他の学院の経営及び教育研究活動の実施者として関与する全ての者をいう。
- 8 この規程において「設置機関」とは、学院本部、各設置学校その他の学院に設置される機関をいう。
- 9 この規程において「事業部門」とは、学校法人立教学院職位職制規程第 2 条に基づき設置機関の下に設置される学院の組織をいう。
- 10 前各項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、個人情報法において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第 3 条 この規程は、学院業務従事者に適用する。

- 2 学院の役員及び評議員による個人情報の取扱いについては、法令等の定めによるほか、この規程を準用する。

第 2 章 個人情報保護に関する学院等の責務

（基本理念）

- 第 4 条 学院は、個人の人格尊重の理念に基づき、個人情報法及びその関係法令（条例を含む。以下同じ。）を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 2 学院は、個人情報の取扱いに当たり、本人の権利利益を損なうことがないように、十分に配慮しなければならない。
- 3 学院は、適切な取扱いのもとで個人情報を活用し、教育研究活動の整備及び修学環境の

充実に努めなければならない。

(学院の責務)

第 5 条 学院は、前条の理念に基づき、日常の学院の運営及び教育研究活動において、個人の権利利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な施策を総合的に策定し、これを実施する責務を有する。

(学院業務従事者の責務)

第 6 条 学院業務従事者（過去にこれらの地位にあった者も含む。）は、学院の個人情報を取り扱うに当たって、この規程及びこの規程に基づいて学院が定める諸規程等を遵守するとともに、個人情報保護のために学院が行う施策、措置等に従わなければならない。

2 学院業務従事者は、学院の業務において知り、又は知り得た個人情報について、次の各号に定める事項を生じさせてはならない。

- (1) 第三者に漏えいすること
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により使用すること
- (3) 自己又は第三者の不当な目的のために利用すること

(体制整備)

第 7 条 学院は、第 4 条各項に定める基本理念に基づき、かつ、第 5 条に定める責務を達成するため、総務を担当する業務執行理事（以下「総務担当理事」という。）の下に、必要かつ適切な体制を整備する。

第 3 章 個人情報保護のために必要な体制

第 1 節 個人情報保護統括管理責任者等

(個人情報保護統括管理責任者)

第 8 条 学院は、事業部門における個人情報の取扱いを統括する者として、個人情報保護統括管理責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

- 2 統括責任者は、総務担当理事が指名する。
- 3 統括責任者の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、統括責任者が任期途中で退任した場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 統括責任者の任期の始期は、4 月 1 日とする。

(個人情報管理責任者)

第 9 条 学院は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次の各号に定める設置機関に、当該各号に定める事業部門へ個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

(1) 学院本部及び大学 学校法人立教学院職位職制規程（以下「職位職制規程」という。）別表第 1 (1)の第 3 欄に定める各事業部門

(2) 立教新座中学校・高等学校，立教池袋中学校・高等学校及び立教小学校（以下あわせて「小中高」という。） 各事務室

2 管理責任者は、次の各号に掲げる前項の事業部門に応じ、当該各号に定める役職にある者を充てる。

(1) 前項第 1 号に定める事業部門 当該事業部門の長。ただし、当該役職者が職員であり、かつ、人事評価において職位職制規程別表第 1 (2)の第 3 欄に定めるいずれかの役職にある職員の被評価者である場合、当該被評価者の評価者である職員を管理責任者とする。

(2) 前項第 2 号に定める事業部門 当該事務室の事務長

3 前項にかかわらず、学院の内部監査を行う部局が、学校法人立教学院内部監査規程に基づく内部監査において個人情報の取扱いを行う場合における管理責任者については、当該部局の長とする。

4 管理責任者は、その所管する業務に係る個人情報の取得、利用、提供、管理、情報主体からの開示・訂正等の請求に関し、この規程及び統括責任者の指示に従い、適正に処理しなければならない。

(個人情報取扱責任者)

第 10 条 学院は、管理責任者を補佐し、もって個人情報の適正な管理及び安全保護の強化を図るため、職位職制規程別表第 1 (1)の第 4 欄に定める組織（以下「部署等」という。）に個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 取扱責任者は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 職位職制規程別表第 1 (2)の第 4 欄に記載する役職にある者

(2) 当該事業部門において職位職制規程別表第 1 (2)の第 3 欄の役職にある者を補佐する役職にある者

(3) 当該事業部門の事務を担当する事業部門の副部長，副館長及び次長並びに課長及び担当課長の役職にある者

3 取扱責任者は、管理責任者の指示に従い、前条第 4 項に必要な事務を担うとともに、指揮監督下にある学院業務従事者に対し、個人情報の適正な管理及び安全保護について指導を行う。

(適正管理)

第11条 管理責任者及び取扱責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、その所管する個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

2 管理責任者及び取扱責任者は、その所管する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（不要となった個人情報の適切な廃棄を含む。）を講じなければならない。

第2節 立教学院個人情報保護委員会

(設置)

第12条 学院は、個人情報の保護に係る企画、推進、この規程の解釈及び運用について審議し、個人情報の適切な取扱いを確保するため、総務担当理事の下に、立教学院個人情報保護委員会（以下「保護委員会」という。）を置く。

2 保護委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 総務担当理事

(2) 統括責任者

(3) 総務担当理事が指名した学院本部の専任教職員 1人

(4) 人事担当理事が指名した学院本部の専任教職員 1人

(5) 立教大学総長の指名した専任教職員 2人

(6) 立教新座高等学校校長の指名した専任教職員 2人

(7) 立教池袋高等学校校長の指名した専任教職員 2人

(8) 立教小学校校長の指名した専任教職員 2人

3 前項第2号の委員は、第3号から第8号までの委員のいずれかを兼ねることができる。この場合において、当該委員は兼ねる職に基づき議決権を重複して行使することはできない。

4 保護委員会は、第1項に定める役割を果たすために必要があると認める場合、必要な能力を有する者を、保護委員会の議を経て委員に加えることができる。

5 第2項第3号から第8号までに定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、各委員が任期途中で退任した場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項第3号から第8号までに定める委員の任期の始期は、4月1日とする。

7 第4項に定める委員の任期は、選任の日から選任時点における第2項第3号から第8号までに定める委員の任期の満了の日までとする。

8 保護委員会の委員長は第2項第1号の委員、副委員長は第2項第2号の委員をもって充てる。

(保護委員会の権限)

第13条 保護委員会は、次の各号に掲げる事項につき審議する。

- (1) 個人情報保護に関する学院の施策に関する事項
 - (2) 総務担当理事，統括責任者及び管理責任者から付議された事項
 - (3) 次のイ及びロの制定及び改廃に関する原案の検討に関する事項
 - イ この規程その他個人情報の管理体制を定める規程等のうち重要なもの
 - ロ プライバシーポリシーその他個人情報保護に関する基本原則
 - (4) 個人情報保護に関する規程等（前号に定める重要な規程等を除く。）の制定及び改廃に関する
 - (5) 前各号に定めるもののほか個人情報保護に係る重要事項
- 2 保護委員会は、前項各号に掲げる審議をするに当たっては、管理責任者，取扱責任者，学院業務従事者，その他委員会が必要と認めた者に資料の提出を求め，意見を聴取することができる。
- 3 保護委員会は、審議結果に基づき、次の各号に定める事項を行うことができる。
- (1) 前項に定める者に助言，指導又は勧告をすること。
 - (2) 理事長に報告又は提案を行うこと。

(保護委員会の開催及び議決)

第14条 保護委員会は委員長が招集し、またその議長となり、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 保護委員会の議決は、当該議決に加わることのできる委員の過半数により行う。
- 3 保護委員会の委員は、委員長の同意を得て、必要な者を保護委員会に陪席させることができる。

(保護委員会の事務局)

第15条 保護委員会に事務局を置く。

- 2 保護委員会の事務局は、総務部総務課をもって充てる。

第4章 学院の義務等

第1節 個人情報，個人データ及び個人関連情報取扱い時の義務

(利用目的の特定)

第16条 学院は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 学院は、利用目的を変更する場合には、従前の利用目的との間に合理的な関連性を有す

るものと認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第17条 学院は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 学院は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第18条 学院は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第19条 学院は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 学院は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得

ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（学院と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等その他細則で定める者により公開されている場合
- (8) 要配慮個人情報の取得について、その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして細則で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第20条 学院は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 学院は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 学院は、取得した際の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で、個人情報の利用目的を変更することができる。
- 4 学院は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 5 利用目的の変更が必要となった個人情報の管理責任者は、当該変更について、統括責任者の許可をあらかじめ得なければならない。
- 6 前各項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより学院の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(内容の正確性の確保等)

第21条 学院は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第22条 学院は、取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 学院は、取得又は作成した個人データについて、学院全体の所管情報として特に指定した場合その他細則に定める場合を除き、当該業務を遂行した設置機関又は事業部門において、その所管情報として管理するものとする。
- 3 学院全体の所管情報として指定する基準、指定した情報の管理その他の当該情報の安全管理上必要な事項は、細則において定める。
- 4 前項の規定は、設置機関が当該設置機関の所管情報として個人データを取得し、又は作成する場合に準用する。
- 5 学院は、設置機関又は事業部門を跨ぐ個人データの利用（監査を担当する学院の機関又は内部監査を行う事業部門が行う各監査を除く。）を行う場合、細則において定めるところにより、情報の取得目的に基づく適正利用が行われることを確保する。

(従業者の監督)

第23条 学院は、学院業務従事者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該学院業務従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第24条 学院は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託終了後の当該個人データの速やかな返却、廃棄等をはじめ、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第25条 学院は、取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれのあるもの（以下この条において「事故」という。）が生じたときは、速やかに必要な対処が講じられるように、学院業務従事者を指導するよう努めなければならない。

2 事故が生じた部局の管理責任者は、当該事態が生じた旨を細則に定める方法により統括責任者へ報告しなければならない。

3 統括責任者は、報告された事故が個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして細則で定めるもの（この項及び次項において「重大事故」という。）であると判断するとき、その発生を行政委員会へ報告する。

4 統括責任者は、第2項の報告を受けた場合、管理責任者に対し、事故が生じた旨を細則で定めるところにより本人へ通知するよう指示する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 重大事案以外の事案であって、統括責任者が本人への通知が不要であると判断するとき。

5 事故の生じた個人データが他の個人情報取扱事業者又は行政機関等（この項において「発注事業者等」という。）から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けたものであるとき、学院は当該発注事業者等に報告するとともに、本人への対応につき当該発注事業者等と協議するものとする。

(第三者提供の制限)

第26条 学院は、次の各号に定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供（個人情報法第27条第2項によるものを含む。）してはならない。

(1) 法令（個人情報法第27条第2項を除く。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供

する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(学院と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。))。

- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。
- 2 学院は、個人データの第三者提供を行う場合、細則に定める手続を経て行うものとする。
- 3 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 学院が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの概要、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 4 学院は、前項第1号に規定する委託(個人データの取扱いを含む学院の業務のために、学外から要員を受け入れる場合を含む。)を行う場合、細則に定める基準に適合した個人情報取扱事業者を選ぶものとする。また、業務委託の安全性を高めるため、業務委託については細則に定める申請及び業務遂行状況の確認によりこれを管理するものとする(監事又は学院の内部監査を行う部局による監査において公認会計士等の法令上守秘義務を負っている者と情報共有を行う必要がある場合及び弁護士に法律相談、第三者委員会その他秘匿性の高い事項を取り扱う委員会の委員、紛争解決のための代理人等を委任する場合を除く。))。
- 5 前項に定める場合において、学院は当該業務の委託に係る個人データを当該委託の目的以外の目的に使用し、提供し、又は蓄積することを禁止するとともに、委託先の業務従事者(当該業務終了後に退職した者を含む。)に対する委託先の監督責任について契約により明確にしなければならない。
- 6 学院は、第3項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かななければならないものとするほか、第2項第3号に規定する共同利用に関する事項は細則において定める。

(外国にある第三者への提供の制限)

第27条 学院は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している外国として細則に定める国を除く。以下この条及び第29条第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個情法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項及び第29条第2項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして細則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに第30条第1項第2号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合において、前条各項の規定は、適用しない。

- 2 学院は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、細則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 学院は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、細則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第28条 学院は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条、次条及び第42条において同じ。）に提供したときは、細則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 第26条第1項各号又は同条第3項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第26条第1項各号のいずれか）に該当する場合
 - (2) 形式的に第三者提供の外形を有するものの、実質的に記録を課する必要性に乏しいものとして細則に定めるものに該当する場合
- 2 学院は、前項の記録を、当該記録を作成した日から細則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第29条 学院は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、細則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供

が第26条第1項各号又は同条第3項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 学院は、第1項の規定による確認を行ったときは、細則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 学院は、前項の記録を、当該記録を作成した日から細則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第30条 学院は、個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を第三者に提供する場合、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、第26条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ細則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が学院から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、細則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 学院は、個人関連情報を外国にある第三者（第27条第1項に規定する体制を整備している者に限る。以下本条において同じ。）に提供した場合には、細則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 学院は、第1項の規定による確認を行ったときは、細則で定めるところにより、当該個人関連情報の提供をした年月日、当該確認に係る事項その他の細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 学院は、前項の記録を、当該記録を作成した日から細則で定める期間保存しなければならない。

第2節 本人関与手続等への対応

(本人関与手続に関する事項の公表)

第31条 学院は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 学院の主たる事務所の所在地及び理事長氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第 20 第 6 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）又は第 33 条第 1 項若しくは第 34 条第 1 項，第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に応じる手続（第 37 条第 1 項の規定により定める手数料の額を含む。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として細則で定めるもの

（開示）

第 3 2 条 本人は，学院に対し，当該本人が識別される保有個人データについて，電磁的記録の提供による方法その他細則で定める方法による開示を請求することができる。

2 学院は，前項の規定による請求を受けたときは，細則に定める方法により検討を行ったうえで，本人に対し，同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては，書面の交付による方法）により，遅滞なく，当該個人データを開示しなければならない。ただし，開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は，その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命，身体，財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 学院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

3 学院は，開示請求に係る個人情報に前項ただし書各号のいずれかに該当する部分が含まれている場合において，当該部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

4 前項にかかわらず，開示対象となる部分に有意な情報が記録されていないことが明らかであると統括責任者が認めるときは，学院は当該部分について開示しないことができる。なお，統括責任者は，同時に開示すべき他の情報がある場合，当該情報の内容を考慮して有意性を判断しなければならない。

5 学院は，第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき，当該保有個人データが存在しないとき，又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは，本人に対し，遅滞なく，その旨を通知しなければならない。

6 法令又は他の規程等の規定により，本人に対し第 2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には，当該全部又は一部の保有個人データについては，第 1 項及び第 2 項の規定は，適用しない。

7 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される保有個人データに係る第28条第1項及び第29条第2項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして細則で定めるものを除く。第36条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第33条 本人は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 学院は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令又は他の規程等の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 学院は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第34条 本人は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データが第17条若しくは第18条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第19条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 学院は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データが第26条第1項又は第27条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 学院は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データを学院が利用する必要がな

くなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 25 条第 1 項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- 6 学院は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 学院は、第 1 項、第 3 項又は第 5 項の規定による本人からの請求に対し、第 2 項、第 4 項又は第 6 項の規定により行うべき対応を決定し、実施した上で、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、第 2 項、第 4 項及び第 6 項の各ただし書による対応となる場合であって、当該対応の完了には相応の時間を要するときには、その遂行を確約した上で、予定を示すことをもって、実施に替えることができる。

(理由の説明)

第 35 条 学院は、第 31 条第 5 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 32 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第 36 条 学院は第 32 条第 5 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。次条第 1 項及び第 38 条において同じ。）、第 33 条第 1 項又は第 34 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）に関してその求め又は受け付ける方法について細則において定めるものとし、本人は当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 学院は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、学院は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、細則で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 学院は、開示等の請求の方法及び内容に不備があると認めるときは、本人に対し、補正を求めることができる。この場合において、学院は、補正の参考となる情報を提供するよ

う努めなければならない。

- 5 学院は、前各項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第37条 学院は、第32条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、細則に定めるところにより、手数料及び当該請求に応じるために必要なその他の経費を徴収するものとする、

- 2 学院は、前項の手数料の額について、第31条第3号に掲げる各事項とともに公示する。

(開示等の請求等への対応期日)

第38条 学院は、本人から開示等の請求等を受けた場合、当該請求等の到達した日から起算して2週間以内に、この節の定めに基づき、当該本人に対して適切に回答等を行わなければならない。

- 2 前項において、請求等の到達は、当該請求等が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(開示等請求に関する業務の処理)

第39条 総務担当理事は、第31条から第38条までに定める保有個人データの開示及び訂正等の請求に関する事務の処理及び決定を、統括責任者に行わせるものとする。

(学院による苦情の処理)

第40条 学院は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 学院は、前項に基づく対応のために必要な事項について、細則に定める。

第3節 仮名加工情報取扱い時の義務

(仮名加工情報の作成等)

第41条 学院は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成又は取得するときは、細則で別に定める手続を経るものとし、作成にあつては、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして細則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 学院は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条

から第 48 条まで及び第 54 条第 1 項において同じ。) を取得したときは、削除情報等の漏えい等を防止するために必要なものとして細則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 学院は、第 17 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 16 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条から第 46 条までにおいて同じ。）を取り扱ってはならない。

（個人データである仮名加工情報の取得に際しての利用目的の通知等）

第 4 2 条 学院は、仮名加工情報を取得した場合（学院が自ら保有する個人情報又は個人データ（第 56 条において「個人情報等」という。）を加工して作成する場合を除く。以下同じ。）は、あらかじめその利用目的をインターネットの利用その他の適切な方法により公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、公表しなければならない。

- 2 学院は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、公表しなければならない。
- 3 前 2 項に基づく利用目的の公表は、統括責任者が行う。
- 4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を公表することにより学院の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（個人データである仮名加工情報の内容の正確性の確保等）

第 4 3 条 学院は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 21 条の規定は、適用しない。

（個人データである仮名加工情報の第三者提供の制限）

第 4 4 条 学院は、第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、個人データである仮名加工情報を第三者に提供してはならない。

- 2 次に掲げる場合において、個人データである仮名加工情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 学院が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データである仮名加工情報の取

扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該仮名加工情報である個人データが提供される場合

- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データである仮名加工情報が提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データである仮名加工情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データである仮名加工情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データである仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、公表しているとき

- 3 学院は、前項第3号に規定する個人データである仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有するものを変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、公表しなければならない。

(仮名加工情報の第三者提供に係る記録の作成等)

第45条 学院は、個人データである仮名加工情報を第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）に提供したときは、細則で定めるところにより、当該個人データである仮名加工情報を提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データである仮名加工情報の提供が法令に基づく場合又は前条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 2 学院は、前項の記録を、当該記録を作成した日から細則で定める期間保存しなければならない。

(仮名加工情報の第三者提供を受ける際の確認等)

第46条 学院は、第三者から個人データである仮名加工情報の提供を受けるに際しては、細則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データである仮名加工情報の提供が法令に基づく場合又は第44条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データである仮名加工情報の取得の経緯

- 2 学院は、前項の規定による確認を行ったときは、細則で定めるところにより、当該個人データである仮名加工情報の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から細則で定める期間保

存しなければならない。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第47条 学院は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 学院は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて細則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(仮名加工情報に対する適用除外)

第48条 仮名加工情報については、第16条第2項、第24条及び第31条から第38条までの規定は、適用しない。

(個人データに当たらない仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第49条 学院は、仮名加工情報（個人データであるものを除く。次条から第54条までにおいて同じ。）の第三者への提供について、第44条を準用する。

(個人データに当たらない仮名加工情報の安全管理措置)

第50条 学院は、取り扱う仮名加工情報の漏えい等の防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人データに当たらない仮名加工情報の取扱う学院業務従業者の監督)

第51条 学院は、学院業務従事者に仮名加工情報を取り扱わせるに当たっては、当該仮名加工情報の安全管理が図られるよう、当該学院業務従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報に当たらない仮名加工情報の取扱いを委託時における委託先の監督)

第52条 学院は、仮名加工情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された仮名加工情報の安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人データに当たらない仮名加工情報に関する学院による苦情の処理)

第53条 学院は、仮名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 学院は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(個人データに当たらない仮名加工情報の識別行為の禁止)

第54条 学院は、個人データに当たらない仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人データに係る本人を識別するために、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 学院は、個人データに当たらない仮名加工情報の取扱いに当たり避けるべき事項について、第47条第2項を準用する。

第4節 匿名加工情報取扱い時の義務

(匿名加工情報の作成等)

第55条 学院は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人データを復元することができないようにするために必要なものとして細則で定める基準に従い、当該個人データを加工しなければならない。

2 学院は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人データから削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい等を防止するために必要なものとして細則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 学院は、匿名加工情報を作成したときは、細則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 学院は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 学院は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人データに係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 学院は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第56条 学院は、匿名加工情報（自ら個人情報等を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第57条 学院は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人データに係る本人を識別するために、当該個人データから削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第55条第1項若しくは個人情報法第116条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第58条 学院は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第5節 教育研究における安全管理措置

第59条 学院は、各設置機関の教員が学院の教育研究の用に供する目的で個人データを取り扱う場合であって、当該教員自身が当該教育研究の実施内容について決定権を持つとき、第22条第2項から第4項まで、第24条第2項、第47条第2項及び第54条第2項にかかわらず、当該教育研究活動の妨げとならない合理的方法による安全管理措置を講じることにより、細則に定める安全管理措置に代えることができるものとする。ただし、統括責任者若しくは当該教員に対する指揮命令権を持つ学院業務従事者から指示があった場合は、この限りでない。

第6節 行政機関等の保有する個人情報等の取扱い時の義務

第60条 学院は、行政機関等（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の個人情報を取り扱う場合、当該行政機関等が個人情報法第5章に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第5章 学院の個人情報取扱いへの不服申立て

(個人情報保護審査会)

第61条 学院は、個人情報の取扱いに係る業務の監査を行い、本人からの不服申立てを審査するため、必要に応じ、個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、総務担当理事直属の機関とし、同理事指名の者により組織する。
- 3 審査会の組織、業務等必要な事項については、学校法人立教学院個人情報保護審査会規程に定める。

(不服申立て)

第62条 学院の個人情報の取扱いに関し本人に不服があるときは、審査会に不服申立てをすることができる。

- 2 前項に規定する不服申立ては、本人であることを明らかにした上で、当該申立てに必要な事項を明記した書面を、当該個人情報を管理する管理責任者を経て、審査会宛てに提出するものとする。
- 3 審査会は、不服申立ての内容を調査し、確認するために調査小委員会を設置することができる。
- 4 審査会及び前項に規定する調査小委員会は、必要に応じ、不服申立人、関係部局の勤務員その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 審査会は、不服申立てに係る審議の内容及び決定を不服申立人に書面をもって通知するとともに、遅滞なく、総務担当理事、統括責任者及び当該情報の管理責任者に報告しなければならない。
- 6 前項において、不服申立人が学院の児童、生徒及び学生（以下「学生等」という。）である場合、次の各号に定める当該学生等の所属組織に応じ、当該各号に定める者にも報告しなければならない。
 - (1) 大学 当該学生の所属する学部（グローバル・リベラルアーツ・プログラム及び研究科を含む。）の長
 - (2) 小中高 当該児童又は生徒の所属する学校の長

(不服申立ての方法)

第63条 前条に規定する不服申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行う。

- (1) 不服申立てを行う者の所属及び氏名並びに住所及び電話番号
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由
- (4) その他審査会が必要と認めた事項

第6章 補則

(適用範囲)

第64条 この規程は、学院が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国の法令等との関係)

第65条 学院は、個人情報の取扱いについて、外国の法令等の適用がある場合であって、当該法令等と我が国の法令等との相違点について行政委員会が定める補完的規則等があるとき、当該規則等に沿って業務を行うものとする。

(学術研究利用についての公表努力責務)

第66条 学院は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規程を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(連絡及び協力)

第67条 統括責任者及び管理責任者は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(細則への委任)

第68条 前条までに定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(改廃)

第69条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

- 1 この規程は、2026年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規程等は、2026年3月31日限り効力を失うものとする。
 - (1) 立教大学個人情報保護規程
 - (2) 立教新座中学校・高等学校個人情報保護規程
 - (3) 立教池袋中学校・高等学校個人情報保護規程
 - (4) 立教小学校個人情報保護規程

- (5) 立教大学個人情報保護規程施行細則
- (6) 立教大学個人情報保護委員会規程
- (7) 立教大学個人情報保護委員会規程施行細則
- (8) 立教大学仮名加工情報取扱規程